

第8 屋外消火栓設備

1 水源

屋内消火栓設備の基準1を準用すること。

なお、下記9(1)エの規定により屋内消火栓と併設する場合において、屋外消火栓が2個以上必要なときは、屋内消火栓設備分は加算しないものとする。

2 ポンプ方式の加圧送水装置

(1) 設置場所

屋内消火栓設備の基準2(1)を準用すること。

ただし、(1)イ(ウ)の規定中「屋内消火栓設備」とあるのは「屋内消火栓設備」と読み替えるものとする。

(2) 設置方法

ポンプの吐出量は、屋内消火栓設備の基準2(2)アを準用すること。

なお、下記9(1)エの規定により屋内消火栓と併設する場合において、屋外消火栓が2個以上必要なときは、屋内消火栓設備分は加算しないものとする。

(3) 放水圧力が0.6MPaを超えないための措置

省令第22条第10号ニに規定する「放水圧力が0.6MPaを超えないための措置」は、屋内消火栓設備の基準2(3)(ア及びウ(エ)を除く。)を準用すること。

(4) ポンプ性能試験装置は、屋内消火栓設備の基準2(4)を準用すること。

3 高架水槽方式の加圧送水装置

屋内消火栓設備の基準3を準用すること。

4 配管

屋内消火栓設備の基準4を準用するほか、その配管径は、次によること。

同時放水口数	使用管径
1	75 mm以上
2以上	100 mm以上

5 起動装置

屋内消火栓設備の基準5を準用すること。

ただし、5(1)アの規定中の数値は0.3MPaと読み替えるものとする。

6 貯水槽等の耐震措置

屋内消火栓設備の基準6を準用すること。

7 電源及び配線等

屋内消火栓設備の基準7を準用すること。

8 非常電源

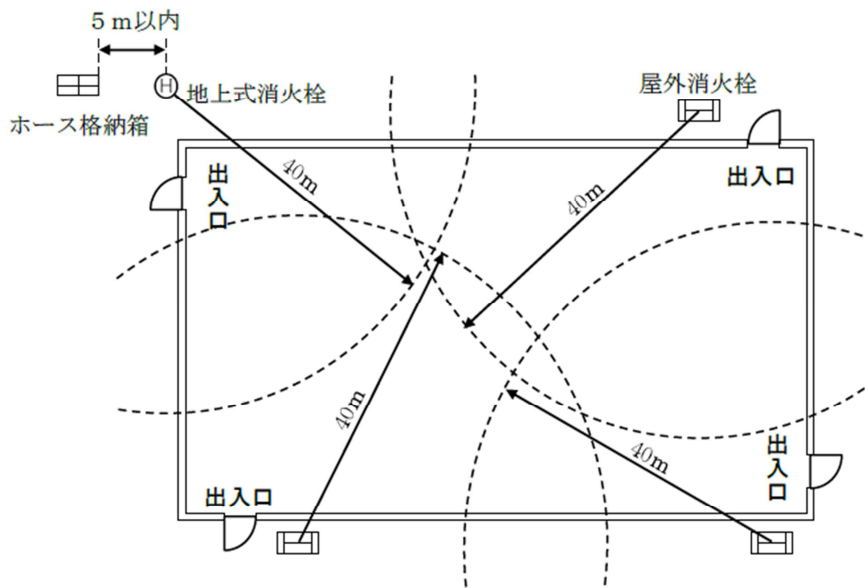
非常電源の基準によること。

9 屋外消火栓等

(1) 位置

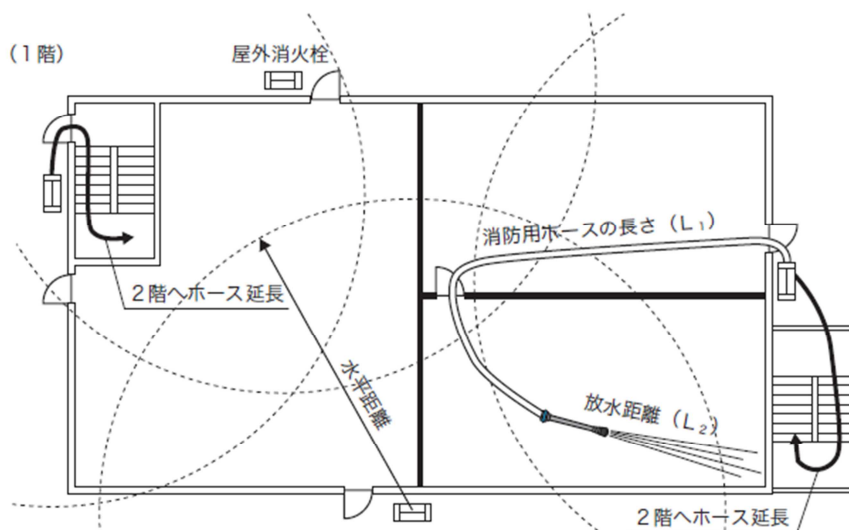
ア 屋外消火栓は、原則として建築物の出入口付近に設けること。

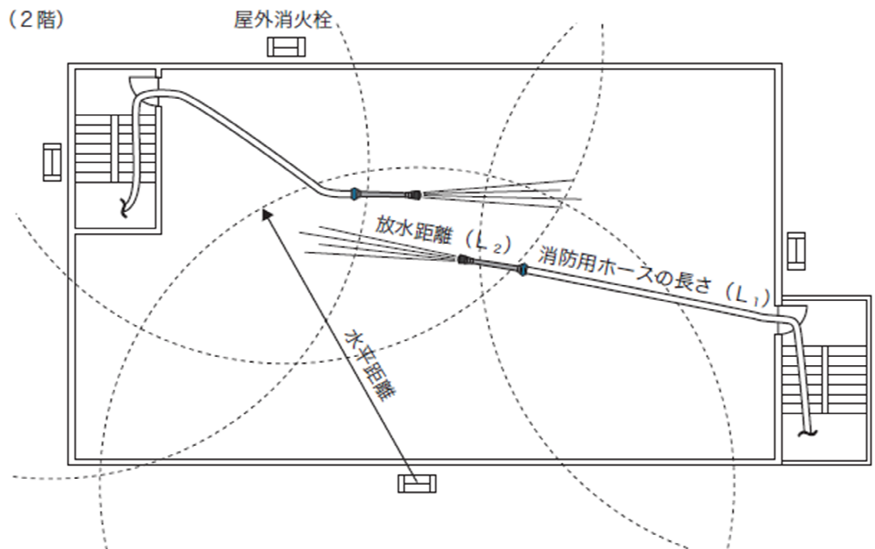
ただし、政令第11条第4項を適用しない場合は、この限りではない。



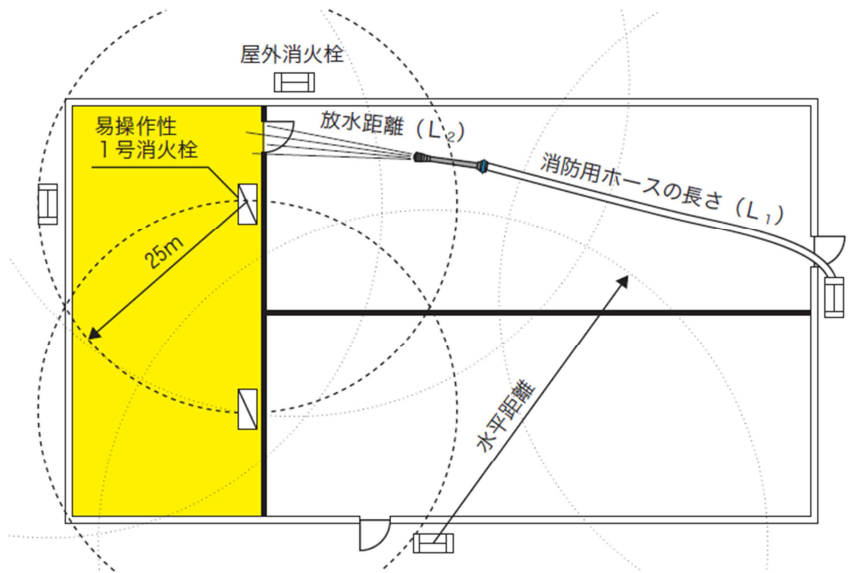
イ 政令第11条第4項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、屋外消火栓設備にあっては、ホース接続口からの水平距離は40mの範囲内で、かつ、当該範囲内に消防用ホースを延長することができ、有効に消火できる部分をいう。

なお、この場合の放水距離はおおむね15mとすること。したがって、「有効範囲内の部分」以外の部分については、当該部分に屋内消火栓設備(1号消火栓又は易操作性1号消火栓に限る。)の設置が必要であること。





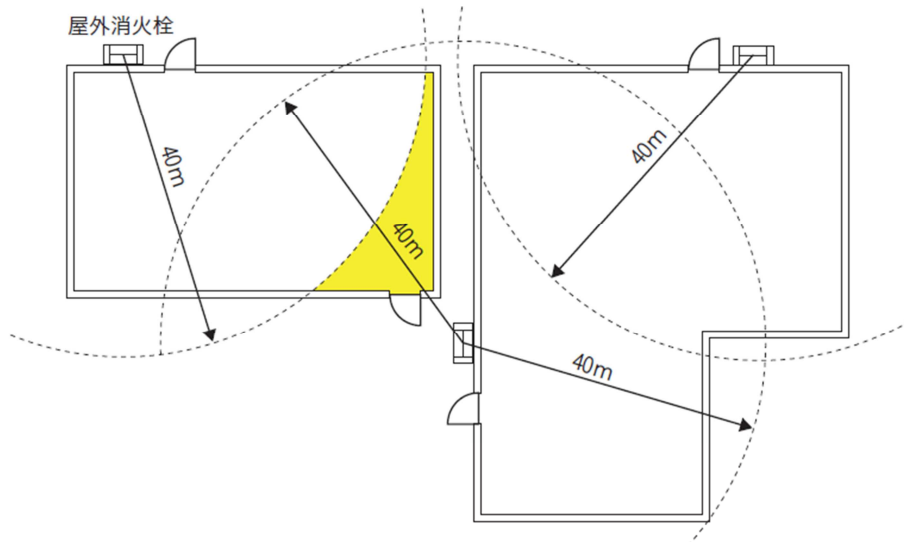
※政令第11条第4項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、 L_1+L_2 以下、かつ、ホース接続口からの水平距離が40m以下の範囲をいう。



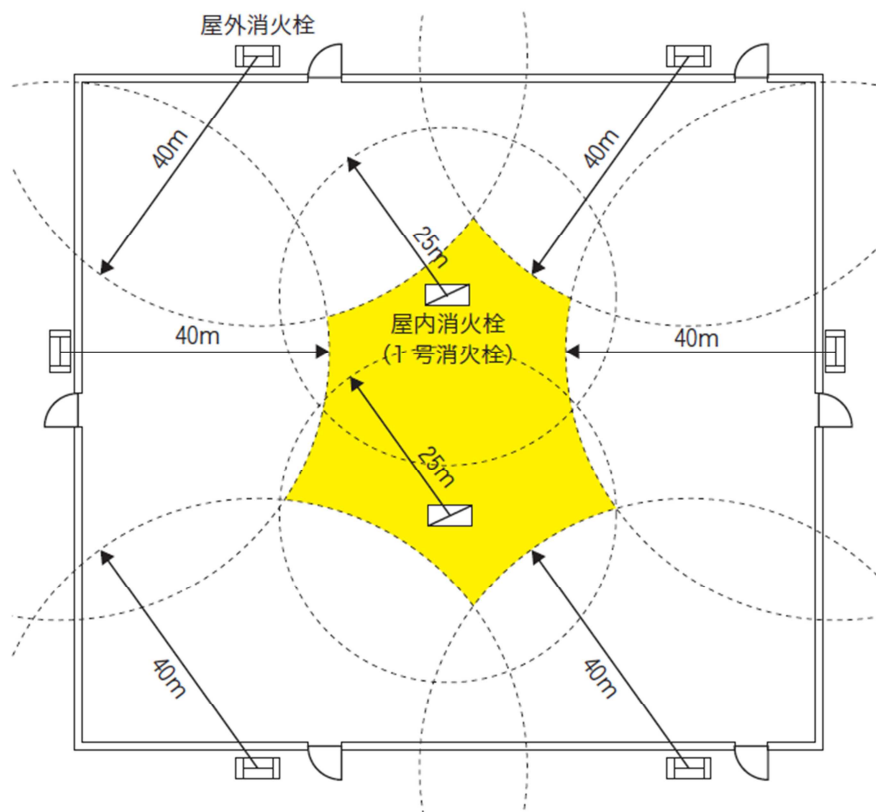
※建築物の各部分から一のホース接続口までの距離が40m以下であっても、当該有効範囲内に消防用ホースを延長することができず、有効に消火することができない部分がある場合は、屋内消火栓設備を設置する必要がある。

ウ 同一敷地内に複数棟がある場合又は政令第19条第2項の規定により、一の建築物とみなされた場合は、棟ごとに屋外消火栓設備を設けること。

ただし、政令第19条第3項第1号及び第2号の規定による有効範囲内にある場合は、この限りではない。



エ 政令第19条第3項第1号及び第2号の規定により設置した場合において、当該建築物(政令第19条第4項の規定に該当する部分を除く。)の中央部分に未警戒となる部分(防護漏れとなる部分)が生じる場合は、当該部分に屋内消火栓設備(1号消火栓又は易操作性1号消火栓に限る。)の設置が必要であること。



(2) 構造

屋内消火栓設備の基準9(1)アを準用すること。

(3) ノズル及びホース

ア ノズルの材質は、次のものを標準とすること。

区分	材質(日本産業規格)
ノズル	JIS H 5111(青銅鑄物)
	JIS H 5101(黄銅鑄物)
プレーパイプ	JIS H 3100(銅及び銅合金の板及び条)
	JIS H 3300(銅及び銅合金継目無管)

イ ホースは、呼称 50 又は 65 のもので、長さ 20m 以上のものを 2 本以上、ノズルは、口径が呼称 19 mm 以上のもの(開閉・噴霧切替装置付きのもの)を 1 本設置すること。

(4) 表示及び灯火

ア 屋外消火栓箱に消火栓開閉弁を設けた場合は、当該屋外消火栓箱に「屋外消火栓」と表示すること。また、表示の文字の大きさは 1 字につき 20 cm² 以上とすること。

イ 屋外消火栓箱の表面又は扉を開放したときに見やすい箇所に、操作方法を表示すること。

ウ 省令第 22 条第 3 号に規定する加圧送水装置の始動を明示する赤色の表示灯は、点滅装置を附置するとともに、屋内消火栓設備の基準 9(1)ウ(イ)を準用すること。

10 代替設置の範囲

政令の規定により、屋外消火栓設備を代替として設置することができる防火対象物の範囲は、12 項イ、14 項又は 16 項のうち、12 項イ又は 14 項を含む防火対象物であって、操作に熟練した自衛消防隊が常駐している場合とすること。